

関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会

2010年9月24日発足



↑ 帝国ホテル前の武装兵



↑ 朝鮮人を郊外へ移送する武装兵



↑ 萱原白洞「東都大震災過眼録」。この絵巻の次の場面には、連行された朝鮮人が殺される様子が描かれている。
 (『朝日クロニクル・週刊20世紀・1923年』2000年より)

《共同代表》

石田貞 (埼玉県朝鮮人強制連行真相調査団日本人側団長)

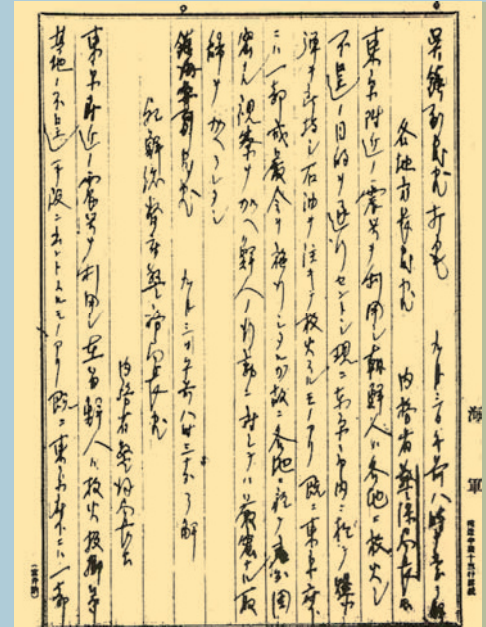
石橋正夫 (日朝協会会長)

姜徳相 (滋賀県立大学名誉教授・在日韓人歴史資料館館長)

山田昭次 (立教大学名誉教授)

吉川清 (千葉県における関東大震災と朝鮮人犠牲者追悼・調査実行委員会)

↓ 内務省警保局長から全国の知事への電文 (9月3日船橋無線送信所発)



日本政府は公のルートで「流言蜚語」を全国に伝え拡げた。

「朝鮮人は各所に放火し不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し石油を注ぎて放火するものあり・・・各地に於て充分稠密なる視察を加へ、鮮人の行動に対しては厳密なる取締を加へられたし」という内容。

会員として会を支援してください!

- 会費は年間 個人一口3千円、団体一口5千円です。
- 会計年度は8月1日～翌年7月末締めとします。
- 会費の振込先は、ゆうちょ銀行です。振替口座の記号番号は《 00190-0-763570 》 加入者名は《 国家責任を問う会 》です。こちらに振り込んでください。
- まだ発足したばかりの小さな会です。会の運営を始め、通訳や事務的な諸作業、調査など、ご協力いただける方を募集しています。もしお手伝いいただけるようでしたら、ご連絡ください。

発行：関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会

住所：〒169-0072 東京都新宿区大久保1-12-1
 第二韓国広場ビル8階 文化センター・アリラン 気付

電話：080-4333-1923

Eメール：kanto_earthquake@yahoo.co.jp

帝都は遂に武装せり
 宇都宮高田兩師團動員
 軍用列車で雄々帝都に入る

野獸の如き鮮人暴動
魔手帝都から地方へ
 強盗強姦掠奪殺人が彼等の目的
 近衛と一師團が必死の活動
 片づ違から殺したり縛りつづ

危機に陥つた東京
 銃殺された不逞鮮人
 既に數百に及ぶ

鮮人襲来を
巡查が觸廻る
 警報でも現物は送はされ
 後で虚説だと報告す

○ 虐殺事件に
 警察官も加るか
 各警察とも極度の不安

隣縣で殺された者
四百五十九名に上る
 暴行者の檢拳二百五十

目黒の住民は
竹槍を用意した

朝鮮婦人も斬
付けられて瀕死
 寺島村や大崎町で

鮮人三名を殺害す
 正服正帽の警官が
 自警團長を署長の命と信じ
 引續き暴舉に及ぶ

民衆みな武装
不逞鮮人を刺殺す

狂へる民衆一萬
拔刀を許可
 横濱に一般住民に
 横濱で殺された鮮人
 百四五十名に上る
 間違へて殺された邦人卅餘名
 事件を生んだ山口正憲一派
 鶴見では警察を襲ひ
 三十三名に負傷さす

軍隊護送中の
鮮人を殺害す
船橋町の慘劇
 本庄警察署構内は
 忽ち修羅場と化す
 八十六名の鮮人を刺殺

アノ移牒文が
騒ぎを大きくした
 難者を争奪人扱ひに
 縣外に放逐した埼玉縣
 村邊前本庄署長談

鮮人虐殺は
大尉の命か
 船橋海軍無電所長
 大森大尉調べらる

(当時の新聞紙面より見出しのみ抜粋)

このとき 数千人の朝鮮人が虐殺されたことを知っていますか？

朝鮮人虐殺事件の解決に向けて



「国家責任を問う会」発足とその目的

- ◆ 関東大震災時、「朝鮮人が暴動を起こす」「井戸へ毒を入れた」「放火、強盗、強姦をしている」等のデマ（流言蜚語）が流れ、軍隊や警察、自警団が多数の無実の人びとを虐殺しました。
- ◆ 事件から90年近くが過ぎようとしています。この間市民の手により、調査と追悼が各地で行われてきました。そうした取り組みによって、民衆・国家双方の事件への関わりが解明され、国家が流言の拡大と虐殺を主導したことが明らかになりました。
- ◆ 日本政府は流言を事実として拡げて民衆の危機感をあおり、警察や軍隊自らも朝鮮人を虐殺しました。また、虐殺された朝鮮人の遺骨を持ち去るなど、事件を隠蔽しました。震災直後の議会では首相が事件を「調査中」と述べたまま今日まで放置しており、親族の消息を知りたいと願う遺族の思いは果されていません。
- ◆ 2003年に日本弁護士連合会は日本政府に事件の真相調査と犠牲者・遺族への謝罪をするよう勧告しましたが、政府は無視しました。社会における排外的な意識も強まっています。関東大震災時の朝鮮人虐殺は、いまだ解決されていない、現在につながる問題なのです。
- ◆ 「関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会」は、こうした現状を憂慮する市民により2010年秋に結成されました。日本政府が責任を認めて謝罪し真相究明を行うよう、これまで政府や社会に広く働きかけ、院内集会や学習会を重ねて来ました。国家責任を問うことは虐殺に関与し、事件に向き合うことを避けてきた民衆責任を果たすことでもあります。ぜひ、本会にご参加くださり、問題解決に向けた取り組みにご協力ください。

会 則

- 第1条（名称）本会は「関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会」（以下本会）と称する。
- 第2条（目的）本会は、関東大震災時の朝鮮人虐殺を始めとした国家と民衆による虐殺について、日本政府が『日本弁護士連合会勧告書』の主旨をふまえて謝罪の意思を表明し、以下のことを行なうよう求めることを目的とする。
- 第一に、日本政府は責任を認め謝罪し、必要な措置を行なうこと。
 - 第二に、日本政府は犠牲者やその遺族についての調査を行なうこと。
 - 第三に、日本政府は虐殺事件の調査結果と資料の恒久的な保存・公開を行なうこと。
- 第3条（役員）本会は、次の役員を置く。
- 共同代表 若干名 運営委員（事務局員を兼ねる場合もある） 若干名
事務局長 1名 事務局員 若干名 会計監査 若干名
*事務局員は、財政・組織・渉外広報を担当するものとする。
- 第4条（役員の選出及び任期）本会の役員は、設立総会で選出する。その他、総会（臨時を含む）および運営委員会で承認された場合、交代・補充等を行なう。
- 第5条（会議）本会の会議は次の通りとする。
- ①総会 総会は共同代表が召集し、本会の発足時および原則として年1回開催し、役員選出・会則審議・活動計画審議・決算報告・会計監査報告等を行う。その他、必要に応じて臨時総会を開催する。
 - ②運営委員会 運営委員会は共同代表が召集し、具体的な活動についての検討と決定を行なう。
 - ③事務局会議 本会の役員は、事務局長を中心にして事務局会議を開催する。事務局会議は、運営委員会の決定事項に従って本会の目的を推進するために、適宜開催する。
- 第6条（会議の原則）本会の会員・役員ともに対等・平等を原則とする。
- 第7条（会員）本会の会員は、会則に賛同し、会費を納入した個人・団体をもって構成する。会員名簿は別途作成し事務局が保管する。
- 第8条（会費）本会の会費は、次の通りとする。
- 年間 一口¥3,000（個人）、¥5,000（団体）
- 第9条（会計）本会の会計収入は、会費及び各種寄付金などをもってあてる。
- 第10条（会則の変更）本会の会則の変更は、総会において出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
- 第11条（施行）本会則は、2010年9月24日の設立総会の日より施行する。